

序章 | 都市計画マスタープランとは

1. 策定の背景
2. 役割と位置付け
3. 計画の対象と構成

序章 都市計画マスタープランとは

1. 策定の背景

「都市計画マスタープラン」とは、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、1992（平成4）年の都市計画法の改正に伴い、区域区分の定めのある市町村において定めることとなりました。

この法改正を受けて本市では、1995（平成7）年4月、将来の都市環境を描きその具体化のための方途を明らかにすることを目的とした「大分市総合都市整備基本計画（現マスタープラン前身）」を策定いたしました。

2000（平成12）年の都市計画法の改正では、各都道府県において都市計画区域毎の「整備、開発及び保全の方針」を定めるものとされ2004（平成16）年4月、大分県において「大分都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（大分都市計画区域マスタープラン）」が策定されました。これを受けて本市においても2004（平成16）年12月、「大分市総合都市整備基本計画」の1回目の改定（名称の変更を含む）を行い、将来の都市づくりの視点を「コンパクト」や「再生」に置いた「大分市都市計画マスタープラン」を策定いたしました。

その後、2005（平成17）年には、佐賀関町・野津原町との合併に伴う市域の拡大や2006（平成18）年のまちづくり三法（都市計画法・大規模小売店舗立地法・中心市街地活性化法）の改正などを受けて、2011（平成23）年3月に「大分市都市計画マスタープラン」の2回目の改定を行いました。

2016（平成28）年には、「大分駅周辺総合整備事業」の完成により、都心となる大分駅周辺の都市構造が大きく変化するなど、都心づくりが次なる段階を迎えたことから「大分市都市計画マスタープラン 大分地区地区別構想」の見直しを行うなど、都市づくりの進化に対応してきました。

近年、国においては、都市のコンパクト化と公共交通網の再構築をはじめとする関連法（都市再生特別措置法、交通政策基本法など）の改正を行う中で、国土構造、地域構造として、生活に必要な各種サービス機能を提供できるコンパクトな地域を交通や情報通信のネットワークで結ぶ「コンパクトプラスネットワーク」の形成を提示しています。

本市においても「大分市総合計画 おおいた創造ビジョン 2024 第2次基本計画」や「大分都市計画区域マスタープラン」などの上位計画はもとより、少子高齢化の進展や人口減少社会の到来、これまでの都市の成り立ちや将来の「都市づくり基本方針」などを踏まえ、暮らしやすさの確保とともに地域の魅力づくりを一体的に推進する『多極ネットワーク型集約都市』の形成をめざし策定した「大分市立地適正化計画」など関連計画との整合を図るとともに、「地域まちづくりビジョン」の提言内容など市民意向を踏まえた計画とするため、このたび「大分市都市計画マスタープラン」の3回目の改定を行いました。

2. 役割と位置付け

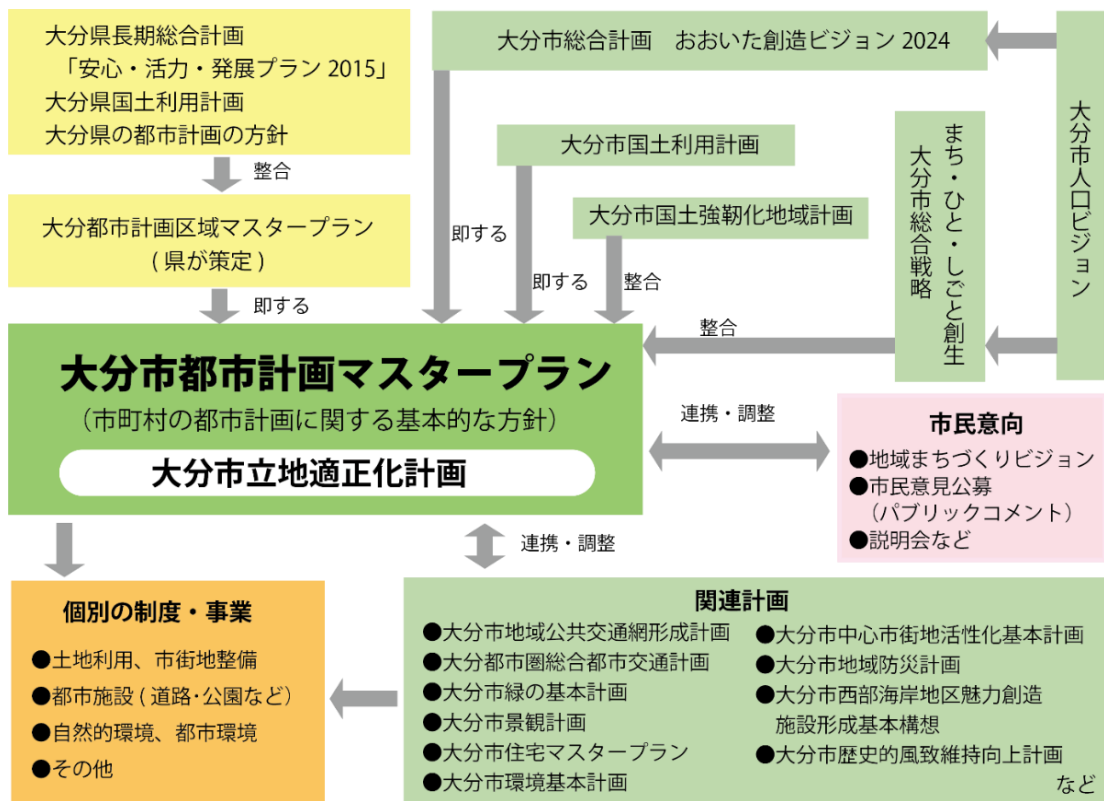
「大分市都市計画マスタープラン」は、次のような役割を担っています。

- 大分市の将来像及び都市づくりの目標を明確にします
- 大分市が定める都市計画の基本的な方針を定めます
- 土地利用や都市施設整備などとの相互調整を図ります
- 市民の都市計画への理解を深め、官民協働の都市づくりの基盤をつくります

「大分市都市計画マスタープラン」は、「大分市総合計画 おおいた創造ビジョン 2024」や県が定める「大分都市計画区域マスタープラン」に即して定める必要があります。また、関連する諸機関、各種の構想や計画との整合を図るとともに、市民の意向を反映して定める必要があります。

「大分市都市計画マスタープラン」の策定後、これに定められた方針に従って具体的な計画、事業化を行い、整備を推進していくこととなります。

大分市都市計画マスタープランの位置付け



- ・大分都市計画区域マスタープランとは、都市計画法第6条の2に規定されている「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」である。
- ・大分市都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」である。

3. 計画の対象と構成

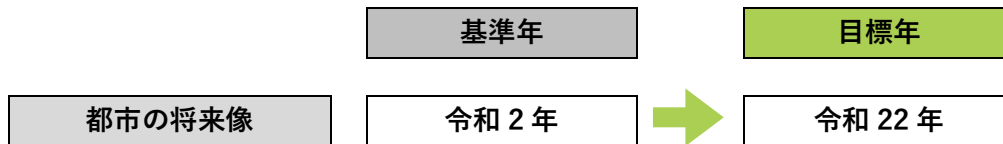
(1) 計画の対象

大分市都市計画マスタープランの計画対象区域は、本市(大分市の行政区域)全域とします。

また、地区別構想は、本市の支所管轄区域を基本とした「大分地区」「鶴崎地区」「大南地区」「植田地区」「大在地区」「坂ノ市地区」「佐賀関地区」「野津原地区」「明野地区」の9つの地区に区分して策定します。

(2) 目標年次

大分市都市計画マスタープランは、2020(令和2)年を基準年次とし、2030(令和12)年を中間年次、20年後の2040(令和22)年を目標年次と定めます。



(3) 計画の構成

大分市都市計画マスタープランは、以下の内容により構成しています。

1 | 都市づくりの目標

都市づくりの基本理念、都市づくりの基本方針、目標人口を明らかにし、広域的な都市間連携と将来の本市の基本的な構成である将来都市構造を描きます。

また、JR大分駅周辺地区を中心とする広域都心の形成に向けて、その将来構造を描きます。

2 | 全体構想

本市全域を対象に土地利用、交通施設の整備、市街地整備、環境保全・整備、景観保全・形成、都市防災など、全市レベルでの都市づくりに関する基本的な方針を定めます。

3 | 地区別構想

9つに区分した地区ごとに、地区の課題や特性を考慮しながら、地区レベルでのきめ細やかなまちづくりに関する基本的な方針を定めます。

また、県都の中心として、さらには市民生活や業務活動の中心として重要な役割を担うJR大分駅周辺の中心市街地と本市の海の玄関口である大分港西大分地区から高崎山地区までの西部海岸地区の課題をクローズアップし、その地区の再構築と整備などに向けた方針を定めます。

序章 都市計画マスタープランとは

4 | 計画の実現に向けて

本計画の実現に向けて、関連計画・施策の進捗管理や効果の検証を行うための手法や組織体制、計画の見直しを行う時期などに関する方針を定めます。

また、今後の都市づくりに不可欠である市民、NPO、研究機関、企業などと、行政との連携体制確立のプロセスを描くとともに、県と市及び市民との役割分担と相互支援の方向性を明確にします。



海なみ（出典：おおいたきれい百選）

第1章 都市づくりの目標

1. 都市づくりの基本理念

【将来都市像】

笑顔が輝き 夢と魅力あふれる
未来創造都市

【基本理念】

- 健やかでいきいきと暮らせるあたたかさあふれるまちづくり
- 豊かな心とたくましく生きる力をぐくむまちづくり
- 安全・安心を身近に実感できるまちづくり
- にぎわいと活力あふれる豊かなまちづくり
- 将来にわたって持続可能な魅力あふれるまちづくり
- 自然と共生する潤い豊かなまちづくり

2. 都市づくりの基本方針

- 県都にふさわしい広域都心の形成
- 広域的な交流・連携やまちづくりを支える交通体系の確立
- ライフスタイルを豊かにする快適で安全な住環境と地区拠点を中心としたコンパクトな都市づくり
- 都市の個性と風格を醸成し集客力を高める都市の魅力創出
- 人と自然とが共生できる豊かな自然環境の保全・活用と身近な緑、水辺の再生
- 自然災害に備える防災機能の向上と危機管理体制の確立
- 産学官民が協働して参画する都市づくりの推進

3. 将来推計人口 (本市の目指す将来展望)

【中間年次 (2030年)】

469,724人 (476,400人)

【目標年次 (2040年)】

448,074人 (470,000人)

4. 将来都市構造

- 広域都市連携
- 将来都市構造

第2章 全体構想

1. 土地利用の方針

- ・ 都市計画の方針
- ・ 土地利用の基本方針
- ・ 土地利用類型と配置方針
- ・ 市街地の課題に対応した土地利用の方針

2. 交通施設の整備方針

- ・ 交通体系の基本方針
- ・ 将来道路網の体系
- ・ 道路整備の方針
- ・ 公共交通施設の整備方針
- ・ 自転車利用環境の整備方針
- ・ モビリティ・マネジメント (MM) の実施方針
- ・ 広域交通施設の整備方針

3. 市街地整備の方針

- ・ 市街地整備の基本方針
- ・ 市街地整備事業などの方針

4. 環境保全・整備の方針

- ・ 環境保全・整備の基本方針
- ・ 緑の将来像
- ・ 自然的環境の保全・活用の方針
- ・ 公園・緑地の整備・保全の方針
- ・ 市街地内の緑化の方針
- ・ 総合的な緑の配置方針
- ・ 環境共生の方針

5. 景観保全・形成の方針

- ・ 景観保全・形成の基本方針
- ・ 景観保全・形成の方針

6. 都市防災の方針

- ・ 都市防災の基本方針
- ・ 都市防災の方針

7. その他都市施設等の整備方針

- ・ その他都市施設等整備の基本方針
- ・ 下水道の整備方針
- ・ 河川などの整備方針
- ・ その他公共施設の整備方針
- ・ 公共公益施設におけるバリアフリー化の方針

第3章 地区別構想

- ・ まちづくりの目標
 - ・ 地区の現況
 - ・ まちづくりの課題
 - ・ まちづくりの方針
- 土地利用・市街地整備 / 交通施設 / 環境・景観 / その他

◇大分地区

【まちづくりの目標】

緑あふれる広域都心の形成
＜中心市街地の方針＞
＜西部海岸地区の方針＞

◇鶴崎地区

【まちづくりの目標】

歴史と伝統の息づく
居住型拠点の形成

◇大南地区

【まちづくりの目標】

豊かな地域資源を生かした
交流拠点の形成

◇植田地区

【まちづくりの目標】

田園環境と調和した
地区拠点の形成

◇大在地区

【まちづくりの目標】

緑で飾られた新業務拠点、
住宅地域の形成

◇坂ノ市地区

【まちづくりの目標】

快適でうらおいのある
生活文化産業拠点の形成

◇明野地区

【まちづくりの目標】

緑に包まれ、成熟した
生活文化拠点の形成

◇佐賀関地区

【まちづくりの目標】

自然と人がうらおう
ふれあい空間の形成

◇野津原地区

【まちづくりの目標】

清流と歴史を生かした
交流拠点の形成

第4章 計画の実現に向けて

1. 都市づくりの役割分担 と相互支援

- ・ 県の役割
- ・ 市の役割
- ・ 住民の役割
- ・ 企業などの役割

2. 産学官民による 協働の都市づくり

- ・ 産学官の連携による都市づくり
- ・ 地域における企業や大学などの役割
- ・ NPOなどによるまちづくり活動の支援
- ・ 住民参加型の都市づくりの推進

3. 地域に密着したまちづくり

- ・ 地域ごとのまちづくり
- ・ 地域ごとのルールづくり
- ・ 住民発意による生活環境の改善

4. 都市計画の決定・変更

- ・ 都市計画の決定・変更
- ・ 都市計画の提案・申し出制度の活用

5. 計画の管理と継続的改善